

技術名称：室内空気中の揮発性有機化合物低減技術（建材）「タイガーケンコート」**1. 審査証明対象技術****1.1 審査証明依頼者**

吉野石膏株式会社
代表取締役社長 須藤 永作
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号新東京ビル

1.2 技術の名称

室内空気中の揮発性有機化合物低減技術（建材）「タイガーケンコート」

1.3 技術の概要

タイガーケンコートは、主として建築物の内壁または天井を、こて塗り、ローラー塗りなどによって平たん又は立体的な造形性を持つ模様仕上げる内装用仕上塗材（せっこうプラスター）で、内装材としての性能を保持したまま、室内空気中のホルムアルデヒド濃度を低減する建材である。吸収分解したホルムアルデヒドを再放散しないこと、室内空気を汚染する新たな化学物質を放散しないことが試験により確認されている。

1.4 適用範囲等

建築物の内装用仕上塗材

2. 開発の趣旨

建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律による建築物のホルムアルデヒド対策が進むなか、竣工後、建築物利用者により持ち込まれる家具等の一部には、未だホルムアルデヒドを放散するものが存在する。このため、健康的な住空間、執務空間を確保し、意匠性にも優れ、かつ、通常のものとは比して施工性に影響しない、付加価値のある内装用仕上塗材を開発するに至った。

3. 開発の目標

- (1) 想定される居住環境下において、内装用建材として一般に使用されるせっこうボード（JIS A 6901：2014）にビニルクロス仕上げをした場合または漆喰仕上げをした場合のそれぞれと比較し、ホルムアルデヒドの著しい低減効果を有し、かつ、その低減効果が持続すること。
- (2) ホルムアルデヒドの低減性能が、想定される居住環境下で通常予想される温度、湿度の影響によって著しく損なわれないこと。
- (3) 想定される居住環境下で新たな空気汚染源とならないこと。
- (4) 使用目的に応じて必要とされる性能、機能及び施工性等の品質を有すること。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料により、審査を行った。

- (1) 想定される居住環境下において、内装用建材として一般に使用されるせっこうボード（JIS A 6901：2014）にビニルクロス仕上げをした場合または漆喰仕上げをした場合のそれぞれと比較し、ホルムアルデヒドの著しい低減効果を有し、かつ、その低減効果が持続することの確認

①低減性能：

JIS A 1905-1 : 2007「小形チャンバー法による室内空気汚染濃度低減材の低減性能試験法—第1部：一定ホルムアルデヒド濃度供給法による吸着速度測定」に規定される定常法により試験を実施し、各濃度でのホルムアルデヒド低減量を確認する。

②効果の持続性能：

試薬ホルムアルデヒド液をテストチャンバー内に所定量添加することによってホルムアルデヒドを発生させ、チャンバー内のホルムアルデヒド濃度の低下を確認した後、ホルムアルデヒド液を再度添加する試験を実施し、ホルムアルデヒドの化学的な吸収分解能力が1.0g/m²以上であることを確認する。

- (2)ホルムアルデヒドの低減性能が、想定される居住環境下で通常予想される温度、湿度の影響によって著しく損なわれないことの確認
- ・想定される居住環境下として特定の温度・湿度を設定し、その条件下において、JIS A 1905-1 : 2007「小形チャンバー法による室内空気汚染濃度低減材の低減性能試験法—第1部：一定ホルムアルデヒド濃度供給法による吸着速度測定」に規定される定常法により試験を実施した結果から、ホルムアルデヒド低減性能に悪影響がないことを確認する。
- (3)想定される居住環境下で新たな空気汚染源とならないことの確認
- ・JIS A 1905-1 : 2007「小形チャンバー法による室内空気汚染濃度低減材の低減性能試験法—第1部：一定ホルムアルデヒド濃度供給法による吸着速度測定」に規定される定常法によるホルムアルデヒド低減試験を行った後、同一の試験体について放散試験（JIS A 1901 : 2003 小形チャンバー法による）を行い、ホルムアルデヒド及びVOC（トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン）の新たな室内空気汚染源とはならないことを確認する。
- (4)使用目的に応じて必要とされる性能、機能及び施工性等の品質を有することの確認
- ・以下の各項目を確認する。
 - ①使用用途に応じて必要とされる性能、機能は、JIS A 6904 : 2006「せっこうプラスタ—」及びJIS A 6909:2014「建築用仕上塗材」各々の規格を満足すること。
 - ②施工に関し、施工マニュアルが整備されており、施工マニュアルに基づき施工者が確実に施工できること（過去の施工実績等を含めて確認）。
 - ③清掃方法、維持管理に関する注意事項をパンフレットへ記載し、使用者へ確実に伝えていること。
 - ④PRTR法に基づくSDSが義務付けられている第一種指定化学物質、第二種指定化学物質を含有しない仕様であること。

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 想定される居住環境下において、内装用建材として一般に使用されるせっこうボード（JIS A 6901 : 2014）にビニルクロス仕上げをした場合または漆喰仕上げをした場合のそ

- れぞれと比較し、ホルムアルデヒドの著しい低減効果を有し、かつ、その低減効果が持続するものと判断される。
- (2) ホルムアルデヒドの低減性能が、想定される居住環境下で通常予想される温度、湿度の影響によって著しく効果が損なわれないものと判断される。
 - (3) 想定される居住環境下で新たな空気汚染源とならないと判断される。
 - (4) 使用目的に応じて必要とされる性能、機能及び施工性等の品質を有するものと判断される。

8. 留意事項及び付言

タイガーケンコートは、表面にペンキ等を塗布すると低減性能が低下するおそれがあるため、施工マニュアルに従い、施工を行うことが必要である。

9. 審査証明経緯

- (1) 2014年1月27日付けで新規に依頼された本技術について技術審査を行い、2014年3月19日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明年月日は2014年3月19日とする。
なお、本件は、当財団「新建築技術認定事業」において認定（認定番号：BCJ-AIBT-14以下、「既認定」という。）を受けたものと同様の技術であり、この建設技術審査証明事業（建築技術）の対象技術として改めて確認し、審査証明するものである。
- (2) 2018年11月19日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2019年1月22日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2024年3月18日まで）とする。
- (3) 2024年1月16日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2024年1月16日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2029年3月18日まで）とする。